

国民生活センターの国への移行を踏まえた
消費者行政の体制の在り方に関する検討会
第 12 回議事録

内閣府検討会担当

国民生活センターの国への移行を踏まえた 消費者行政の体制の在り方に関する検討会 第12回 議事次第

1. 日時 平成24年7月24日(火) 18:00～20:04

2. 場所 消費者庁会見室

3. 出席者

松原内閣府特命担当大臣

(委員)

大森座長、山本座長代理、足立委員、片山委員、丹野委員、中村委員、橋本委員、
畠中委員、山内委員

河上消費者委員会委員長

福島消費者庁長官

野々山国民生活センター理事長

(有識者)

池本 誠司氏(弁護士)

(事務局)

松山内閣府審議官、小田審議官、川口審議官、山形理事、浅田参事官、服部参事官

4. 議事

(1) 開 会

(2) 議 事

1) 消費者行政の体制の現状について

・有識者ヒアリング 池本誠司(弁護士)

2) 具体的な論点についての討議

・国民生活センターの機能を担う国における組織の具体的な在り方について

3) 議論の整理

(3) 閉 会

○大森座長 定刻でございますので、本日、第12回の検討会でございます。

阿南さんと室町さんが御欠席の御連絡です。

お手元でございます議事次第で運ばせていただきます。最初に、配付資料の確認をさせていただきます。

○服部参事官 資料を御紹介させていただきます。

「議事次第」に配付資料が書いております。

資料1が、前回は配付させていただきました「現状の消費者行政の体制」を図にしたものでございます。

資料2、「論点整理」。

資料3がヒアリングということで、池本先生から御提出を賜りました資料でございます。これが議事の(1)の関係でございます。

それから、議事の(2)「具体的な論点についての討議」と書いておりますが、それに関連しまして、資料4、内閣府本府及び、いわゆる政府から独立した法人に関連した資料でございます。

資料5でございますが、中村委員からリクエストいただきました資料でございます。

それから、議事の(3)「議論の整理」で使用するものでございますが、資料6、議論を整理したものの。

それから、参考といたしまして、7月20日に開催いたしました消費者政策会議に関係する資料ということで、総理大臣の御発言要旨などの資料を御用意させていただいております。

以上でございますが、配付漏れ等があればお申し出いただければと思います。

以上でございます。

○大森座長 よろしいでしょうか。

最初に、本日、弁護士の池本誠司さんにお越しいただきました。お忙しい中をありがとうございます。これから15分程度で御説明いただきますけれども、池本さんは埼玉県の適格消費者団体「埼玉消費者被害をなくす会」の理事長さんで、現場のことに大変お詳しい方でございますのでお招き申し上げました。

よろしく願いいたします。

○池本氏 よろしく願いいたします。

池本と申します。貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。

私は、特定商取引法とか割賦販売法についていろいろ書いたり、取り組んだりしている関係で、全国の消費生活センターの相談員研修であちこちを回っています。そういう折に、相談員あるいは職員の方から国民生活センターは今後どうなるのかということや現場の声を聞いてきたつもりです。そういった経験から、特に国民生活センターの地方支援機能というものの維持・強化という観点で、今回の論点のうち、関連する部分について意見を述べたいと思います。

結論的に言いますと、国民生活センターは幾つかの機能を持っておりませんが、これはいずれも重要でありますし、不可分一体であり、むしろ相互に補完している関係にある。したがって、それを一体的にきちんと確保する組織である必要がありますし、その業務は地方を支援するという柔軟性や迅速性、機動性が必要なもので、消費者庁の法執行や司令塔機能とは少し峻別をしなければいけない。特に今、独立行政法人から国に移行するかどうかという議論のときに、これまで担ってきた国民生活センターの人的な体制が維持・強化されるのだろうか、あるいは、それが弱体化することにならないかということに大変な危惧を抱いております。そういう事態にならないような、むしろ一体性・補完性、あるいは柔軟性、そして現在かそれ以上の機能を維持できるような組織体制を考えていただきたいということが、言わば結論でございます。

特に組織の一体性・相互補完性ということについては、今年のタスクフォースのとりまとめの中でも確認されていることですし、その後、昨年秋に行われた検証会議の中間とりまとめでも確認されているところでもあります。その意味では、各機能の相互補完性・一体性を確保されるような組織、人事の在り方を構築することが今回の議論の一番軸にならないといけないというふうに考えております。

また、国民生活センターが地方支援を通じて相談員の相談処理を支援する、あるいは、そういった情報を迅速に分析して、消費者庁、消費者委員会に問題提起をする、こういう役割も期待されているわけですが、それは柔軟性・機動性が確保されてこそ、消費者庁や消費者委員会に対しての問題提起の価値も高まってくるということを踏まえていただく必要があるのではないかと。

そこで、2ページの末から3ページにかけて、各機能の一体性ということがこの間も語られているとは思いますが、その意味合いを地方の現場の声を踏まえながら、少し丁寧に説明していきたいと思っております。

まず第1点は、相談支援をするということの意味です。平成22年12月7日の今回の議論の出発点となった閣議決定の中では、現行の直接相談については廃止する、そして、消費者庁の機能を強化する中で、必要な機能を消費者庁に一元化して法人を廃止することを含め、法人の在り方を検討する、という方針が示されました。地方の相談員にとっては、直接相談廃止ということが全く議論もなく決定されたということに大変な困惑、むしろ反発を覚えている、そういう声をたくさん聞いてまいりました。

そもそも実務家がほかの実務家にアドバイスをするとき、自分自身が消費者から直接話を聞いていない、あるいは事業者と交渉してなくて、より高度な助言なんかできるはずもないわけで、現にこの間、話を聞いてみると、直接相談を廃止した以降、国センの相談支援の機能はちょっと物足りなくなったという声を複数聞いております。あるいは、国センでは、今、土日相談とか、幾つか事実上、直接相談型もやっていますが、土日相談は外部に委託して、必要なものを改めて国センであっせんに入るという、やや迂遠な手続をとっております。やはりここは国センの機能の中核として直接相談は復活する、そして相

談支援体制は充実するのだということを明確に示していただく必要があると思います。

それから、紛争解決手続として国センに ADR があるわけですが、ADR の役割についてはしばしば言われるのは、消費生活センターで解決困難な案件を取り上げて専門家が解決を図り、その解決指針を消費生活センターの現場に還元する、その部分が強調されております。勿論それも重要なのですが、実は入り口のところで、受付段階での地方支援もあるという点も申し上げておきたいと思います。

現在、国民生活センターは 100 件以上の案件を処理していますが、問い合わせ段階では 1 年間に 900 件以上あるようです。それを ADR の受付担当に、ここにも消費生活相談員を八、九名配置していて、ADR で受け付けできるかどうかということの見極めをするのですが、地方の相談員から聞くと、これは今は受け付けられないけれども、むしろセンターでこういう観点でもう少しあっせんしてみたらどうかという助言も受けたことがある。つまり、ここでも地方支援を現実に行っている。だとすると、その ADR をこの間の議論では、消費者庁の中の別の審議会を設けて独立させるとかいろいろな意見が出ていますが、むしろ国民生活センターの相談支援と ADR とは連続的なものだということを踏まえていただきたいというふうに思います。

それから、教育・研修が地方にとって本当になくってはならないということは言うまでもないところですし、担当職員の研修もこれまで以上に大幅に強化しなければいけない分野だということは、恐らく異論のないところだと思います。現在、国民生活センターでは、従来の固定的な施設がなくなって、借りた場所でやっていますが、本当にそれで充実した研修ができるのかということで、地方の方々は不便を感じている。やはり体制を強化するという位置づけの中で、今後の在り方を考えていただきたい。

それから、4 番目に消費生活相談員の資格付与。実は、これは、資料 3 の後ろに参考資料としてつけさせていただきましたが、現在、消費者庁の中で「消費生活相談員資格の法的位置付けの明確化等に関する検討会」というものを昨年秋から開いて、現在も議論しております。これは、これまで、国民生活センターの付与する資格を含めた 3 つの民間資格があるのですが、まだ地方によっては十分普及していないところもあるし、その試験に合格したというだけで継続的なその後のフォローもない。毎年のように法律も変わり、被害も新しく出てくる中で、もっと国が責任を持って高度な専門性を確保する必要があるし、資格取得後の継続的な研修を更新制度と結びつけることによって、更に高める必要がある、そういう議論をしております。

ただ、問題は、配付資料 3 の参考 3 の一番後ろの 5 ページ、「相談員資格付与の主体」をご覧くださいと思います。「資格付与の主体は国としつつ、その運営については、指定制度により、運営する意思と能力のある民間団体が行うことができることとしてはどうか」という提案が現在出ております。私は、これは非常に違和感を感じております。

と申しますのが、これまで以上に高度な専門的資質を確保する、しかも資格を取得した後、日々の毎年変わってくる被害実態や法律の動きを踏まえて、更に高度な専門的資質の

研修をしていくというシステムを、PIO-NET があり、相談支援機能を持っている国民生活センターがやらずに民間に委託するということは、その専門性がむしろ弱体化してしまうのではないかと。国へ移行すると、資格付与機能が維持できなくなるという議論だとすると、これは本末転倒だと思います。資格付与の機能も、言わば一体的な機能の一部を担っているのだ、それも一体的に維持できるものとして、どういう組織体制としてあるべきかということも議論していただきたいと思います。

商品テストについては、これも今、地方自治体でどんどん弱体化している中で、国民生活センターの機能が重要だということはよく言われているところです。

それから、PIO-NET の情報分析・提供機能、これは冒頭でも申し上げましたが、地方の相談現場の問題意識をまず真っ先に機動的に受け付けて、第一次的な情報分析をする。それが機能を発揮するからこそ他の機関へ情報提供できるのですが、実は真っ先にやっているのは、消費生活センターの相談員向けに相談処理の情報（マル急情報）提供、そういう形で情報提供をしています。まさに相談現場と情報の往復をしているのです。そういう専門家同士の情報交換があるからこそ消費者への注意喚起も適切ですし、消費者庁、消費者委員会への問題提起も的確なものができるのだらうと思います。

その意味で、この PIO-NET 情報の分析・提供機能ということをもまず強化した上で、問題は、5 ページの上ですが、それをしっかりと位置づけた上で、その後で消費者庁、あるいは消費者委員会の検討作業について、これを活用してもらおう。場合によっては、そこへ参画して一緒に検討するというのもあっていいと思いますし、これは業務の重複ではなくて段階的な役割分担であるということを確認していただきたいと思います。

そして最後に、人的体制の維持という問題ですが、これまで独立行政法人が国へ移管すると人的体制が半減するのではないかとという過去の例なども紹介されたりして、そこを一番危惧しているところです。その意味では、今回の議論が業務の重複があるから削減するとか、あるいは消費者庁に一元化して法人を廃止するという独立行政法人改革の文脈ではなくて、消費者庁、消費者委員会とともに、国民生活センターも更に強化する必要があるのだ、そういう位置づけの中で組織体制、あるいは人的体制の在り方も検討していただきたいと思います。

その意味では、6 ページに書いてあるところは、ほぼ今申し上げたようなところにつながるのですが、最後に今回の議論の中で、今のような機能の一体性を確保する国の組織として特別の機関としてはどうかという議論がされているようです。ただ、特別の機関とした場合、ADR 機能は入るのか、資格付与はどうするのか、そのあたりがいま一つはっきり見えないまま、どういう国の機関にするかという議論がどうも先行しているように思えてなりません。

あるいは、先ほど申し上げたように、国に移行するというに伴って、これまでの機能を担う体制が維持・強化される方向なのかどうか。そのあたりを含めて、私の結論としては、直接相談を復活すること、ADR 機能や資格付与機能も含めて一体的な機能維持を図

ること、そして人的体制もきちんと維持すること、そういうことを含む組織体制をつくるのだということを明確に示していただくこと、それをお願いしたいと思います。

以上です。

○大森座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆さん方から御質問等があれば伺いたいと思います。

中村さん、どうぞ。

○中村委員 どうも御説明ありがとうございました。

3つほど聞きたいのですが、1つは、3年前の消費者庁をつくるという国会審議の中で、地方の疲弊した状態を充実・強化しようということで、そこの支援を担うのは国民生活センターで、よって、国民生活センターを充実・強化する必要があるということがさんざん言われて、附帯決議や附則にたくさん書かれているわけですが、池本先生の中から見て、この3年間で国センを充実・強化し、地方を充実・強化するという点は、目的は概ね達成できたと思われますか。これが最初の質問です。これをまず答えていただいてから次を聞きます。

○大森座長 どうでしょうか。よろしいですか。

○池本氏 1つずつでよろしいですか。

○大森座長 では、その点を。

○池本氏 これは、特に地方消費者行政活性化交付金という財政支援によって、地方の相談窓口の充実というのが動き出したことは間違いないと思います。これは評価できると思います。ただ、それが財源的にどうつながるかという問題がもう一方にはあるのですが、他方では、まだセンターに配置されている相談員の4分の1は3資格すら持っていない人が残っていたり、あるいは資格は持っている人も、何年前に取得したというだけで、本当の意味の継続的な資質向上のための研修というのは十分行われていません。新しい人を雇い入れる前提としての相談員養成事業はあるのですが、資質向上という点ではまだまだ不十分で、むしろそういうことを含めて、これからもっと中身を強化していかなければいけないのだというふうに理解しています。

○大森座長 次、どうぞ。

○中村委員 2つ目は、先ほど、国民生活センターの人的体制の維持・強化が一番危惧されるという発言をされたのですが、この7月19日と20日にわたって、国民生活センターの商品テスト部の部長、課長、課長補佐という幹部3名が抜けて、消費者庁に移られることになったという人事の発表がありましたけれども、これについてどういうふうにご覧になっているか伺いたいと思います。

○大森座長 よろしいですか。

○池本氏 今、消費者安全法の改正で、消費者安全調査委員会を立ち上げようという、恐らくその関連で安全の部署に専門家を配置しようということなのだろうと思います。それはそれで必要性はあると思うのですが、逆に国民生活センターの商品テスト部の機能が

大丈夫なのだろうか、そこの人的体制をどう補強するのかというのがまだ伝わってきていないので、そこは評価できないのですが、ただ、まさに消費者庁の機能強化のために国センの人材を一方通行で吸い上げるだけでは人事交流にはならないので、そこはちょっと心配が残ると思います。

○大森座長 もう一つあるのですか。

○中村委員 3つ目は、政府から独立した法人との考え方の趣旨をどう生かすかということもこのテーマになっているのですが、この点について池本先生の何かお考えがあったら教えていただきたいと思います。

○池本氏 私は、国の機関であるべきか、独立した法人であるべきかという、どちらでなければいけないという論者ではないのです。国民生活センターの今担っている機能が一体的・相互補完的に機能しなければいけない、それが確実に維持できるかどうかということが最優先の価値判断でなければいけない。ただ、この間の議論で、施設等機関ではこれが入らない、特別の機関にしてもこれが入るかどうか先例がないという、どうも国の機関を前提にしてこれがなかなか入らない、困ったなという議論をしているのは、ちょっと議論の順序としては違和感を覚えております。やはり最優先課題は、質をどう確保するかということだというふうに私は考えています。

○大森座長 ほかの方、いかがでしょうか。御質問等あれば。

では、畠中さん、どうぞ。

○畠中委員 従来から、国民生活センターの業務について、一体性、独立性を確保することが重要だという議論がありまして、ただいまの池本先生の御意見も、この2ページのところで「支援機能の柔軟性・独立性の確保の重要性」ということが書かれておりますけれども、私の疑問は、この独立性というのは何からの独立性なのか、というのがよくわからない。今度できることになっている原子力規制委員会も、独立性を確保しなければいけないということで三条委員会になりましたけれども、あれはよくわかるのですね。要するに、経産省にあった機能を経産省から独立して監視機能を強化するということですから。あれはわかるのですが、この国民生活センターについて独立性を確保する、と従来から言われていますけれども、何から独立性を確保するのか、ということをお聞きしたいと思います。

○池本氏 結論的には、消費者庁は自らお持ちの法執行権限、特商法とか景表法についての解釈運用、これは行政処分を前提にすることですから、正確に厳格に解釈運用しなければいけないし、他の省庁に対する司令塔機能というのも、法令をきちんと解釈して、こういうところで適用できる可能性は十分あるのではないかということは、きちんと行政機関同士で見極めた上で司令塔機能を発揮する必要があるだろうと思います。

そのことと、例えば相談処理なり、ADR なりで、現行法でずばり解釈で当てはまるか、多少類推適用も含めて、あるいは法令上はずばり適用するものはないけれども、民法その他の法の理念に照らして柔軟な解決はできないかというふうな個別案件の処理の場面でもそうですし、あるいは注意喚起をする上でも現行法にずばり当たるか当たらないか、ある

いは個別法について該当する可能性もある、そういう点の検討は今後関係機関でやってもらうとして、これは消費者にとっても気をつける必要があるということで、真っ先に注意喚起をしなければいけない。その意味で、柔軟性と厳格性との違いを組織的・手続的に分離しておく必要があるというふうに考えます。

○大森座長 よろしいですか。

○畠中委員 行政処分をするかどうかについては、厳格に法令を解釈して、事実関係もきっちり調べてやらなければいけないので、それは慎重にならざるを得ない面があると思うのですが、それ以外の行政相談とか地方に対する支援機能などは、むしろ消費者庁がやっても、別に柔軟性とか弾力性とか機敏性を損なうことはないのではないかと私は思うのです。むしろ、消費者庁がやった方が支援機能は充実するのではないですか。これは私の意見ですけれども。

○大森座長 何か御意見があれば。

○池本氏 各地のセンターの相談員で、この案件をどう解決したらいいかというときに、相手方の事業者の対応にもよるのですが、現行法で解釈として当然当てはまっていいのにどうしても応じてくれないというようなときには、消費者庁の担当課に問い合わせをして、こういう解釈でよろしいか、間違いないとすると、それを事業者にも伝えて、「こうこうこういうことで違反するのではないですか。直接消費者庁にも問い合わせてください」という形で消費者庁の協力を仰ぐということも現実にあります。

ただ、当てはまるかどうか微妙である、あるいはちょっとはっきりしないというようなところについて、どういうふうに処理したらいいかというときには、消費者庁あるいは経産局へ聞くと、相談員が迷うくらいの事案ですから、多くの場合は、これは該当は難しいのではないかというふうに言われると、それ以上のあっせんがやりにくくなる。だから、そこは法令を直接適用する前提かどうか、むしろ常識的にこう解決したらどうかという、まさに法令を判断して結論を出すだけではなくて、事実上の公正さの観点で説得をする、そこを言わば使い分けるのですが、そのあたりのノウハウは国民生活センターへ問い合わせた方が、より柔軟な解決として価値がある、というふうに相談員の人たちは述べています。

○大森座長 ほかに御質問ございますか。よろしゅうございますか。

私、ちょっと質問があります。これは別途の検討会で山本先生が座長でやっている資格付与ですけれども、本末転倒だとお書きになっているのですけれども、仮に国民生活センターが国に移行すると、移行しても国民生活センターを含めて資格試験については国が責任をとるのです。国が責任をとらないなんていうことはないのです。ただし、実施を民間のしっかりしたところに委託するというのは何ら問題がないので、どうしてこれほどネガティブなのかと疑問なものですから、ちょっとお聞きします。

○池本氏 現在は違うのですが、以前、試験委員をやっていた経験、あるいは出題委員をやっていた経験もありますので、そのことを含めて御紹介します。

国民生活センターの試験をやる時、試験委員会あるいは試験委員は、さまざまな人に分担して試験問題をつくるのですが、そういうときに国センの職員さんが、例えばPIO-NETの情報から分析した注意喚起情報とか、最近はこういう特徴がある、こういうものを出題の中へ是非入れてほしいというようなかなり細かな注文を最近は出してくれています。そういうものを含めて、私たちの法律知識と現場での情報等を併せて、今の時代に必要とされる資質を問う問題文をつくったり、そういう職員と試験委員の協力関係でやっているということがあります。

その意味で、国家資格にしたときに国が責任を持つというのは勿論なのですが、それは民間団体で適正にやるかどうかを監督するというだけではなくて、例えば試験委員会なり出題なりは国がやって、しかし現場での試験の実施を民間に委託するというのはあり得るのだらうと思うのです。ある団体に委託して、そこでやってください、不適正なことが発見されたときは是正を求めますということでは、非常に距離感も出てくるし、タイムリーな今の状況に見合う試験の中身をどんどん刷新していくということとは距離が離れてしまうのではないかと、そういうことで危惧しているわけです。

○大森座長 わかりました。この問題はここでの議論ではなくて、別の検討会でやってもらうことになっていきますので、間もなく結論が出ると伺っていますので、結論が出ましたら、私どもとしてもきちんと読ませていただきますので、今日は、この件はこれで結構だと思います。

ほかにはよろしゅうございましょうか。

それでは、お忙しい中、ありがとうございました。

○池本氏 どうもありがとうございました。

○大森座長 それでは、議題（２）ですけれども、実は今まで、仮に内閣府に移ったときにどうなるかということについて、まだ余り検討してございませんので、もう一つは、政府から独立した法人についての議論も余り深まっておりますので、ちょっと時間をとらせていただいて、まず資料の説明をしていただいた後、議論をいたしたいと思います。

お願いします。

○服部参事官 資料４－１についてまず御説明させていただきます。

次回、国民生活センターの機能を担う国における組織の具体的な在り方（案）を御用意させていただきまして、御審議していただきたいと思っておりますが、それに関連した論点といたしまして、ここにございます、次の移管先、内閣府本府、消費者委員会、消費者庁、それぞれについてどのようなことが期待できるのか。想定される課題を解決し、期待を実現するために、どのような工夫ができるか。内閣府本府に関連しまして、この点につきまして内閣府の所掌事務など項目ごとに現状と論点を書いた資料でございます。

まず、所掌事務でございますが、経済財政政策など、ここにありますような広い所掌範囲となっております。2001年でございますが、本府が発足以来、事務が大幅に増加し、組織が肥大化している中で、現在、事務事業の見直しについて検討が進められております。

関連する論点でございますが、消費者庁を設立した経緯との関係、内閣府本府の所掌事務との関連性・親和性との関係。消費者庁の所掌事務との分担をどう考えるか。外局である消費者庁が政策の企画立案を担い、その一方で本府が政策の実施機能を担う必要性はどのようなことなのかというものが考えられます。

次のページは、組織でございます。内部部局の中には、消費者基本政策室というものが大臣決定で置かれておりますが、関連する論点といたしまして、内閣府本府と消費者庁とで消費者行政に関する組織が並立することをどう考えるか。地方消費者行政の現場との密接な結びつきが必要とされる中で、消費者庁と国民生活センターとの距離感、また、本府には消費者委員会がございますが、これらの機関と国民生活センターとの間の関係をどのように考えるかということでございます。

それから、予算・定員でございますが、予算につきましては微減傾向にございます。関連する論点といたしまして、各機能の維持・充実、一体性の確保の観点から、本府に移管することをどのように考えるか。センターの管理部門の合理化など、消費者行政全体の機能の効率化の観点から期待、課題はどのようなものがあるかということでございます。

3 ページ目は、職員の任免でございます。センターの職員について、消費者行政に関する専門性の確保、活躍の場ということでどのようなことが考えられるか。

指揮監督権でございますが、総理、特命担当大臣につきましては同じでございますが、内閣府につきましては、次官が府務を整理し、施設等機関、特別の機関に係るものを含め事務を監督することになっております。

関連する論点。3者それぞれの権限・機能を有機的に結合させていくという観点から、どのように考えるか。

最後の4 ページ目でございますが、前回説明させていただきました内閣府本府の予算、下側が定員でございますが、これをグラフで図示したものでございます。

次に、資料4-2に入らせていただきます。

これも次回のテーマとの関連でございますが、論点の中に、「政府から独立した法人」との考え方の趣旨はどのように活かされているのか。これを踏まえまして、国への移行といわゆる「政府から独立した法人」との比較というものをつくってみました。右側がいわゆる「政府から独立した法人」ということで、法人格につきましては「独立した法人格」。国の行政機関の場合は、国の一部になりますので、この点は異なります。設置根拠は、法律または政令ということでございます。

運営費でございますが、一番右側、「国が責任をもって運営費を措置」とさせていただいておりますが、国の行政機関の場合、自ら予算要求をしていく。各部局が予算要求をしていくということでございます。

それから、効率化措置でございますが、「独立行政法人の整理合理化の路線から外す扱い」、これは外れることとなります。真ん中部分でございますが、シーリングが設けられておりまして、それを踏まえた要求額にしていくということでございます。

それから、指揮監督権、人事権は、「政府から一定の独立性」ということですが、特別な機関につきましては、「法律により、一定の独立性を担保している例」は、前の回で御紹介させていただいておりますが、特別の機関が趣旨にかなっている、親和性があるのではないかということも考えられます。

以上でございます。

○大森座長 今、簡単に御説明がありましたけれども、ここの下のところに「関連する論点」というのが並んでいまして、そういうことに関係いたしまして何か御意見があれば出してほしいと思っています。

どうぞ、畠中さん。

○畠中委員 内閣府本府に移管すべきか、ということに関係しまして、それは、私は、かなり難しいのではないかと、いうふうに前々から申し上げていますが、従来の議論は重複になるのではありませんが、1ページの※のところ、今、服部参事官が御紹介されましたけれども、服部さんはおっしゃらなかったですけれども、これは岡田副総理が言っておられるのですね。国会でも何回か答弁されておられる。ここに国会会議録検索システムで検索した会議録を持ってきましたけれども、紹介は省略しますが、要するに、自民党時代から何でもかんでも内閣官房、内閣府、というふうにならざるを得ない組織とかができまして、内閣官房も内閣府もかなり業務が増えているのです。そういうこともあって、岡田副総理がおっしゃっていると思うのです。だから、そのときに、減らせとは直接おっしゃっていませんけれども、見直せ、というときに、また増やすのか、ということになりますので、内閣府本府に持ってくるというのは、かなり難しいのではないかと。

もう一点は、今、消費者庁と国民生活センターの関係は、国民生活センターは独法、その所管省庁が消費者庁ということで、かなり近いのですね。それが今度、この内閣府本府に国民生活センターが移行するということになると、同じような業務をやっている役所が結果的に2つできることになるのです。ここにもありますように、所掌事務の切り分けがかなり難しいのではないかと、今よりも、消費者庁と国民生活センターの関係が離れてしまうのではないかと、いう心配があります。その辺をどう考えておられるのか。

○大森座長 ありがとうございます。

ほかにどなたか。どうぞ。

○中村委員 資料4-2で質問したいのですが、一番右下に「政府から一定の独立性」という用語が出てきているのですが、これは従来、検証会議以来言われていたのは、政府から独立した法人との考え方であって、「一定の」という用語が入っていなかったと思うのです。ここで「一定の独立性」と「完全な独立性」というものがあるのかというふうに思いまして、これを書かれた趣旨は、国の行政機関で特別の機関にした場合には、法律により一定の独立性を担保している例があると書かれているので、何かその辺をイメージされているのかと思ったのですが、検証会議等で例示で挙げられていたのは、例えば法テラスだったのですけれども、それとの関係で、だから一緒だという説明になるのだろうかという

のはちょっと疑問があるので、質問したいと思います。

○服部参事官 この「政府から一定の独立性」という書きぶりは、検証会議の中間とりまとめの中に、この意見の中で考えられている法人はということで、「政府から一定の独立性を保ちつつ」という記述がございますので、そのまま抜き書きさせていただいております。ただ、意図といたしまして、この特別の機関と丸きり言葉のワーディングが一緒だとか、そういうつもりで書いているというわけではございません。

○大森座長 よろしいですか。そこからとってきたと。

○中村委員 ちょっと具体的には分かり辛いですね、割と抽象的で。

○大森座長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

なければ、宿題がありますので、ちょっと宿題についてざっと説明していただきましょうか。これは、河上委員長と野々山理事長からということになりますか。中村さんからリクエストがあったテーマですけれども、資料5-1と資料5-2。

○河上消費者委員会委員長 消費者委員会附則3項に規定された消費者庁の所管法の見直しに係る検討はどのように行っているのかという御質問かと思えますけれども、消費者委員会としては、附則3項の趣旨を踏まえまして、消費者基本計画の検証評価・監視といった、各省庁のヒアリングとか建議、提言のフォローアップなどの機会をとらえて、現下の消費者被害等の状況を勘案しながら、消費者関連法令の消費者庁の関与の在り方について検討を行うというやり方をやっています。必ずしもローラー作戦で全部の法律をずっと見ていくという作業ではなくて、その問題ごとに消費者庁は、これにはどういう形で関与したらいいかということを見ていくというやり方で作業をしてきたわけがございます。

具体的には、本年5月に行いました消費者基本計画の検証・評価・監視の各省庁ヒアリングにおいて、資料5-1に挙げましたような点というものが出されて、その意見の中でこれらの法律について消費者庁の関与の在り方について、具体的な課題に即しつつ検討を要請したということがございます。

5-1では、エステ・美容医療サービスで、医療法について、場合によっては厚生労働省と消費者庁が共管する、そういうような形で具体的な関与の在り方が検討されることが必要ではないか。あるいは、投資詐欺に関していうと、金融庁と消費者庁の間で一定の関連づけが必要ではないかとか、インターネットについては総務省と共管とすべき点がないかといったことがございます。

ただ、実際に裏の方を見ていただきますと、今度の消費者基本計画の中では、こうした事柄については特段具体的な形では出てまいりませんで、平成24年度においても引き続き点検・評価を実施して、結果を踏まえて必要な措置を講じますという形で、この検討に関しては文言が入っているというだけでございまして、今後の検討に委ねられている。

消費者委員会としては、これからもいろいろ具体的な問題を取り上げながら、附則3項の趣旨を踏まえ、消費者庁の関与の在り方について引き続き検討を行うことをしていきたいと思っております。

7月20日の基本計画の改訂版ですけれども、これから先、またどんどん改定が行われますので、委員会として消費者庁と協力しながら必要な検討を行っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○大森座長 では、野々山理事長。

○野々山国民生活センター理事長 中村委員からの宿題は、国民生活センターからの要望に対する消費者庁などの対応等について国民生活センターの見解はどうかということでもあります。

資料5-2に書かせていただきました。問題意識としては3点ほどあります。

1つは、当センターからの要望は、消費者庁へ出すというシステムになっております。要望を受けて具体的な政策判断をして、消費者庁が関係省庁へ主体的な働きをしてもらうというシステムになっております。当センターとしては、実質的な要望先の関係省庁等については情報提供ということで送っています。ただ、消費者庁に要望した後、消費者庁が実質的な要望先に対しましてどのような対応をしたかに関して、センターの方に連絡してくれるシステムがありません。それから、具体的に各要望先がどのような対応をしたのかということについてもフィードバックシステムがないということでもあります。我々としては、要望したものがどうなっているか、消費者庁がどうしたのか、実質的な要望先がどうしたのかがわからない、それがシステム化されていないという問題点があると考えております。

2つ目は、それを受けまして、実際に要望されたかどうかについてですけれども、私どもの感触としては、最近は十分な対応がされていないのではないかという懸念があります。特に昨年度等を見ますと、実質的な要望先が一定の対応をしてくれているわけでありすけれども、それに対して消費者庁がどのような主体的な働きかけをしたかについては全く伝わってこない。実際にしているのかもわからないという状況があります。そこにも書きましたが、当センターによる他省庁への情報提供に委ねていて、また、情報提供先の関係機関等の判断に委ねているだけのように見える。特に昨年度の対応としてはそのようなものが見えるということでもあります。

3つ目につきましては、個々の要望に対する消費者庁の評価としまして、前回、平成24年6月29日付の資料4-1に記載があるわけでありすけれども、その中で幾つかを具体的に挙げ定見を述べさせていただきます。

安全の分野に関する要望については、規格・基準や公定法が定まっていないテスト方法や消費者の使用実態を踏まえた商品テストへの理解不足があると考えております。具体的には、二酸化塩素による除菌をうたった商品で、部屋で使う据え置きタイプについては、かなり毒性の強い二酸化塩素を使っているわけでありすけれども、それについての安全性や有効性については十分それが実証されていないということを我々が言ったわけでありすけれども、消費者庁の対応としては、むしろ商品の安全性と有効性についての検証が

我々の方でできていないということではあるわけであり、けれども、むしろ事業者の方で有効性を言いながら、その有効性について十分な検証をしていないことを問題視しているというところでもあります。これにつきましては、事業者の方でも工業会を設けて、この点を受けて対応しているところであり、そういう点で消費者庁に理解不足があると私どもは考えております。

それから、比較的安価な放射能測定器の性能につきましても、対応をいただいたのですけれども、記載の中に、「国民生活センターは空間線量を測定する機器としてもテストを実施し、景表法上の問題を指摘した。しかし、当庁の調査でテスト対象商品は個人線量計であり、かつ、個人線量計としての性能を裏づける資料があることを確認できたため、同法違反とは言えないと判断した。」とあります。これは執行の関係ですので、執行の判断はそのとおりでありますけれども、当時の使用実態は、この商品につきましては、宣伝も実際の使用状況も空間線量を測定する機器として使われていたという事実があります。実態を踏まえて私どもはテストをしているわけでありまして、その様なテストのスタンスに対する理解不足があると考えております。

ただ、今後につきましては、私どもとしては、当センターの提言機能というものは消費者庁の司令塔機能をより充実していくものと考えておりますので、その点を十分認識していただいてもらいたい。政策対応に関する情報共有を含めて、当センターと消費者庁との連携を強化していくことが重要であって、要望への対応を積極的に行っていただきたいと思っております。そのことを期待しております。特に当センターからの情報提供先である関係する省庁が情報提供だけでは対応しないときにこそ、消費者庁の主体的な司令塔機能を発揮されるべきであると考えております。

以上であります。

○大森座長 中村さん、どうぞ。

○中村委員 御報告ありがとうございました。前回、消費者庁から説明があったときに、最後に国センの意見は違うとだけ言われたのでちょっと御質問したわけですが、報告ありがとうございました。

ただ、これを見てびっくりしたのは、せっかく国民生活センターが消費者庁を通じてこうしたらいいのではないですかということを出しているのに、それに対してやったとも、やらないとも、どうなったとも言わないというのが現状だということなのですかね。私は非常に驚きなのですが、人から物を言われて、それに対するお返事ぐらいちゃんとしなければいけないのではないかと、それが当たり前のことだと思うのですが、長官がいらっしゃるの、消費者庁の対応について何か御説明があったらしていただきたいと思っております。

○野々山国民生活センター理事長 その前に誤解のないように言っておきますけれども、個々のことで対応してもらうことはあります。ただ、システムとしてはそういうものがないということをお願いしているわけですが、ですから、個別にこれはどうなっているのだろうということでも問い合わせ、他の省庁がこうなっているということをお聞きすることも

あるわけですがけれども、聞かないとまったく連絡がこないということです。

○中村委員 聞かないと言わないのですか。

○野々山国民生活センター理事長 ええ。

○大森座長 長官、何か。

○福嶋消費者庁長官 今、理事長からお話があったように、そういうシステムとして確立していないというのは確かだと思います。でも、個々の問題については、当然やりとりはしているという認識をしています。

それから、国民生活センターからいろいろな提起があったり、問題点の指摘が他省庁の課題であった場合に、前回は資料を出したところですが、消費者庁として確かにそのとおりだ、他省庁にきちんと働きかけていくべきだという判断をしたときは、消費者庁として働きかけていく。消費者庁として少し疑問だ、テストの内容について消費者庁としてはかなりまだ詰めなければいけない課題があると考えるときは、それぞれの省庁に情報提供を国民生活センターからされていますので、各省庁の判断に任せるという対応をすることもある。消費者庁としてこうすべきだという判断をしなければ、各省庁の対応に任せる。そういう2つの対応があるということで、具体的な内容は前回のときに資料でお出ししたとおりです。

余りここで国民生活センターと消費者庁が、具体的な見解であらうかどうかというのは避けたいと思いますが、やはり見解の違いはあって当然だと思うのです。それをきちんと議論するということが大事だと思っていて、一元化の試行の中では、今、政策会議なども開いていますので、そこで率直な議論をかなりかんかんがくがくやっている。これは非常に大きな前進だというふうに理解をしています。

○大森座長 この件、よろしいでしょうか。とりあえず御説明があったということで。

ちょっと私から、参考1-1ですけれども、総理の御発言の要旨が出てきています。これは、総理自らがこの文章をお書きになっているはずはないので、これは松原大臣でしょうか。これは意外と重要なのです。どういう経緯ですか。

○服部参事官 7月20日に消費者政策会議が開催されまして、全閣僚が御参加をいただいております。まず、第1の議題といたしまして、消費者基本計画の改定案、毎年改定いたしますが、従来は持ち回りとかでございましたが、今回は実際に開催をしていただきまして、まず改定案について御審議いただき、御承認いただいたということでございます。

その後、松原大臣の方から、消費者行政に関しての問題提起でございますが、重点的に取り組むべき課題、それから地方消費者行政の重要性といったものについて閣僚の皆様方に問題提起をされまして、総理の方から最後にこういう御発言というものがありました。

内容でございますけれども、消費者の安全・安心は、GDPの6割を占める個人消費の回復の重要な前提であり、日本再生においても不可欠なものである。

消費者が安心して暮らせる社会の構築は政府の最重要課題であるということでございます。

重点的に取り組むべき課題といたしまして、食品と放射能に関するリスクコミュニケーションの強化、高齢者の消費者トラブルの防止を、消費者担当大臣を中心に関係閣僚が連携し、こうした課題への具体的な対応策として「消費者安心アクションプラン」を新たにとりまとめていくという御指示をいただいたものでございます。

併せて、現場である消費者行政へのしっかりとした支援に当たっていただきたいというお話もいただいております。

○大森座長 誰が起草したのかと聞いているのです。

○服部参事官 これは、官邸の事務方、秘書官と私どもの事務方で、大臣の御指示を仰ぎつつ、こうした発言の素案でございますが、そうしたものを作成しました。

○松原大臣 ちょっといいですか。

○大森座長 どうぞ。

○松原大臣 今、大森座長から御指摘の、この野田総理の発言要旨は、消費者行政に関してもう一回きちんと内閣全体で認識をしてもらわなければいけないという私自身の思いがありまして、やはり持ち回りではこれは不十分であるということで、全閣僚が集まったところでこういったことを議題にし、そして、アクションプランということで総理から御裁可を仰ごうということでありまして、このことによって、この場でも随分議論になっておりました横串を刺すという消費者庁の目線が貫徹する一つのきっかけになればということで、こういった取組みをし、また、総理から全閣僚に対して指示をいただいたということでもあります。

内容は、今、服部さんが御説明していただいたとおりで、やはり GDP の 6 割は、ここにあるように個人消費である。したがって、いいかげんなものが出てきたり、消費者トラブルがあると健全なマーケットも成長しないだろうというのが 1 点であります。また、同時に地方消費者行政の重要性も、あえてその場で総理に対して強く指摘をしたところでありまして、あとはここにあるとおり、特に今、放射能問題がありますので、リスクコミュニケーションは、その場において他の閣僚からも非常に重要であるという議論がありました。

あと、高齢者は、たび重ねて同じ高齢者が消費者トラブルに巻き込まれるというところは、総理が極めて関心を持って聞いていたところでありまして、こういったことを通して、是非とも野田内閣も消費者行政を更に重点課題として認識してもらいたいということで行ったところです。

○大森座長 ありがとうございます。この特別機関の消費者政策会議をどういうふうに運用していくかという今後の在り方にもかかわるので、意外と重要なことが起こったというふうに理解していいのではないかとこの御質問しました。

以上でこの件は終わります。

今日のメインテーマでございますけれども、私ども、もう 12 回やりましたので、12 回やったからどうということはないのですけれども、そろそろとりまとめだと思っておりますので、今日はとりまとめの前半部分についてお諮り申し上げて、残っているものを次回に

させていただくということでもあります。これはざっと御説明いただきます。

○服部参事官 ポイントを絞りまして御説明させていただきます。

まず、「はじめに」のところからでございます。1番目のパラグラフは、新しい仕組みが真に消費者の役に立っているのか、検証を行うべきときにあるということです。

次は、附則第3項につきまして御紹介しております。

それから、3番目のパラグラフでございますが、独立行政法人制度改革ということで、この中で国民生活センターについての閣議決定、また、法律案を提出していることを述べております。

そして、最後でございますが、こうした部分を踏まえまして、本検討会の2つの大きなテーマを記しております。

次のページでございます。検討過程ということで、有識者からのヒアリング、また、特命担当大臣が行われました消費者団体との意見交換の結果を参考にしたことを明記しております。

2.「消費者行政の体制の現状」ということで、お配りしました資料1の解説という形にさせていただきます。

(1) 内閣府の現況を概観しております。

(2) 内閣府特命担当大臣。総合調整権限、消費者庁及び消費者委員会の所掌事務の掌理といったことを書いております。

(3) 消費者基本政策室。総合調整事務の担当部局。

(4) 消費者政策会議。「特別の機関」でございますが、閣僚で構成されている。以下、この会議の所掌事務を明記しております。

(5) 消費者委員会は、「審議会等」でございますが、建議・提言等の監視機能。それから、3ページでございますが、諮問を受け、調査審議する「審議会機能」の2つを有している。

それから、(6) 消費者庁でございます。内閣府の「外局」として、基本的な政策の企画、立案や法執行、また、消費者政策会議の庶務を担っている。

(7) 国民生活センター。「独立行政法人」でございますが、中期目標に沿って中期計画を作成し業務を行う。収入の95%は運営費交付金。消費者問題に関する中核的实施機関という点を明記しております。

次に、3.「消費者庁、消費者委員会その他の消費者行政に係る体制の在り方」。

(1)「検討の視点」ということで、初めのパラグラフが消費者庁の発足、消費者委員会の設置について。

次のパラグラフは、消費者を主役とする社会の実現を図る消費者行政の重要性が増していること。

そして、この検討会での3つの視点ということで、次のページでございますが、第1に司令塔機能の発揮。このパラグラフの中ほどでございますが、内閣府特命担当大臣のもと

で、3つの組織がその役割を十分に発揮し、政府全体として消費者を主役とする社会の実現を図る必要がある。その際、消費者委員会については、独立性を尊重する必要があるということをも明記しております。

2番目が、消費者行政を担う職員の養成・確保。高い識見と強い熱意を持ち、消費者のために働くことを志向する職員であるべきである。消費者行政にかかわる国の行政機関で活躍することが重要である。

3番目が、総合力の充実でございます。消費生活の営みに近い地方自治体や民間における取組みを充実させていく必要があるとしております。

(2)「司令塔機能の発揮」でございます。この四角の枠のところは、論点整理の中で明記させていただいたことを踏まえております。修正点は、3番目の○、「消費者行政の司令塔として」ということを追加しております。また、「内閣府本府が総合調整事務を所掌しているが、十分機能していない」と明記しております。

それから、5番目の○で、「総合調整権限を有する内閣府特命担当大臣のもとで」を追加しております。

次の5ページでございます。「特命担当大臣の総合調整権限の発揮、消費者政策会議の活用」。消費者行政の推進には、各府省一体となった取組みが不可欠である。「一方で」ということで、「分担管理原則」、省庁横断的性格を有する消費者問題を解決する際に、制約になることがある。消費者及び食品安全の分野において、総合調整に関する事務として新設されている。

最後の段落でございますが、内閣総理大臣を助け、総合調整権限を有する特命担当大臣を必ず置くこととされているということでございます。

次のページ、「また、」としまして、消費者基本法により消費者政策会議が置かれている。また、消費者問題の迅速かつ的確な対応を図るため、関係委員会会議の開催ができることとされているということでございます。

「今後の取組の方向性」ということで、特命担当大臣の総合調整機能を実質的に発揮できるよう、消費者基本政策室の充実を図る。「なお、」ということで、今後、内閣府本府が所掌している総合調整事務、今、消費者庁にございませぬが、これを消費者庁が所掌することの可能性についても検討を行うということをも記述しております。

それから、消費者政策会議の積極的活用。特命担当大臣の主導のもと、関係委員会会議の開催。これら会議に、委員長、長官、センターの長の出席。担当課長会議の定期的開催、建議・要望のフォローアップ、こういったことを書いております。

次のii)でございますが、内閣府特命担当大臣のもとで、3つの組織が相互に緊密に連携を図りつつ取り組んでいくことが重要。

次に、7ページでございます。冒頭、総合調整権限を有する内閣府特命担当大臣や消費者政策会議を活用することが不可欠であります。

次に、iii)『現場』との結びつきの強化」。消費者と事業者の間でトラブルが生じた場合、

事業者は、苦情を適切に処理することが期待されている。安全法に基づきまして、消費生活センターにおいて相談の処理が行われている。

消費者行政においては、消費者被害に伴う消費者の痛みを含めて、消費生活相談の「現場」に共感する力（「現場共感力」）を高め、消費者の声や消費生活相談から得られた情報と問題意識を政策にしっかりつなげていくことが重要としております。

消費者庁及び消費者委員会は、消費生活センターや関係団体とつながりを持っていく。また、消費者庁及び消費者委員会でございますが、センターと緊密に連携を図りつつ取組みを進め、相談情報の一層の活用、提言機能の活用が重要であるとしております。

次の8ページでございます。「今後の取組の方向性」ということで、地方自治体や関係団体との意見交換、情報共有の機会の充実。

「試行」について、生命・身体分野への拡充。

消費者委員会についてでございますが、国民生活センターと情報共有・意見交換を行い、審議への積極的活用。

国民生活センターの政策提言に対し、消費者庁はこれを積極的に活用するということを書いております。

次に、iv)「消費者委員会の審議会機能と消費者庁との関係の在り方」でございます。

ここは、「今後の取組の方向性」といたしまして3つの案を記述させていただいております。是非御議論いただければと思います。

1点目でございますが、消費者庁の所掌事務である企画立案機能を一層強化するため、消費者庁に所管する業務に応じて審議会を新設し、消費者委員会の審議会機能の一部を移管する。これが案の1でございます。

消費者行政に係る中長期的課題や省庁横断的な事項、制度改正に関する事項については、消費者庁から消費者委員会に積極的に諮問する。次のページでございますが、これに関連しまして、委員会に消費者庁からの諮問を審議する分科会または部会を設置する。この文脈で案の2でございますが、消費者庁は、諮問を行った者として、諮問の背景や関連する事実関係について説明するなど、審議に積極的に協力するという考え方がある。

案の3でございますが、「更に、」ということで、消費者庁が諮問者として協力するだけでなく、分科会または部会の庶務も消費者庁の協力を得て消費者委員会事務局が処理するというので、脚注の14でございますが、「協力の在り方としては、分科会又は部会への事務局提出資料案の作成等」を消費者庁が行うことが考えられるとしております。

次に、v)「消費者委員会の審議の実効性の向上」の「今後の取組の方向性」でございます。建議や提言について定期的にフォローアップを行い、必要に応じ繰り返し建議等を行う。

消費者政策会議に意見を述べ、各府省庁に建議や提言への対応を求める。

消費者庁の方も、関係府省庁に働きかけを行う。

委員会事務局の体制を充実・強化する。

こうしたことを書かせていただいております。

(3)「消費者行政を担う職員の養成・確保」の基本的考え方は変更しておりません。

次の10ページでございます。まず、「消費者問題の性格」ということで、事業者や行政職員も消費生活の場面ではすべて消費者である。

事業者の利益が集約・表明されやすいのに対し、消費者利益は意見を集約し、政策につなげることの優先順位が低くなりがちである。

ii)「消費者行政を担う職員に求められるもの」。消費者行政の充実は、それを支える職員の高い識見と強い熱意によって立つべきものである。消費者行政に携わる職員は、消費者目線を持ちつつ、専門性を涵養しということで、iii)が「消費者目線の確立」に関することでございます。消費者問題に取り組む職員は、職員一人ひとりが、常に消費者の生活実態を意識しつつ自分の仕事をどのように行えば、より消費者にとってプラスになるのか、自らの頭で思考することが重要である。「こうした消費者目線」というふうにさせていただいております。

次のパラグラフでございますが、霞ヶ関全体また広く地方自治体に消費者目線を浸透させていくことも重要である。

11 ページ、「今後の取組の方向性」として、消費者に身近な機関との結びつきをより強める。

国民生活センター、地方自治体の消費者行政部門、消費生活センター、消費者団体、お客様相談室と研修を始めとした人的交流を高め、現実の消費者トラブルを肌で感じる機会を設ける。

国民生活センターは、広く国家公務員向けの研修を行う。

消費者行政を担う職員及び消費生活相談員に対する研修を推進するということでございます。

次に、iv)「消費者行政における専門性の確保」でございますが、「今後の取組の方向性」ということで、消費者庁において、職員の新規採用を平成25年度分から実施し、これを継続するとともに採用数の拡大を目指す。

他府省庁から消費者庁に出向中の職員で、消費者行政に意欲を有する一定程度の職員について、他府省庁の協力を得て、消費者庁を中心としたキャリアパスで活躍できるようにする。

消費者庁において、能力・実績に基づく人事管理を徹底する。

継続して携わっていく職員が、重要な役割を果たすようにする。

外部との人的ネットワークを構築する。

v)「国民生活センター職員の積極的活用」でございますが、「今後の取組の方向性」といたしまして、消費者庁の企画立案や法執行部門、委員会事務局、他府省庁など幅広い分野に配属。地方自治体への出向や消費者団体での実務体験など、専門性の更なる向上を図る。

能力・実績に基づいて、重要な役割を果たしていけることが必要である。

最後に、「総合力の充実」でございます。「基本的考え方」は修正をしておりません。

まず、「消費者団体の役割」の2番目のパラグラフでございますが、消費者団体は、消費生活の実態に即し、消費者の埋もれがちな声を集約し、具体的な意見にまとめて表明する団体であり、その継続的・持続的活動は、消費者行政の推進に当たり極めて重要である。また、消費生活を営む上で必要な知識を消費者に広め、消費者の自立を支援していく上でもその活動は重要であるとしております。

「今後の取組の方向性」でございます。消費者団体との日常的な情報交換・意見交換を図る。

国民生活センターは、引き続き消費者団体の活動を支援する。

訴訟制度に関する法律案を提出。制度が円滑に活用されるよう環境整備を図る。

消費生活相談員資格の法的位置づけの明確化を行う。

地方公共団体における消費者教育の推進体制の整備を促進するとしております。

ii)「地方自治体との連携による消費者トラブルへの対応の強化」ということで、初めのパラグラフ、首長を初めとした地方自治体全体の認識を深め、消費者行政の充実を図る必要がある。法執行などにおいて、地方自治体間の連携を図る。

次のパラグラフでございますが、「同時に、」といたしまして、2行目、国と地方自治体とが密接に連携して取組みを進める必要がある。消費生活相談員は、消費者と事業者の情報力・交渉力の格差を埋める重要な役割を果たしている。地方の消費生活相談の「現場」は、消費生活相談員の熱意に支えられて成り立っており、国として継続的にその専門性の向上を図るとともに、専門職として適切な評価を得られるような取組みを進める必要があるとしております。

最後のパラグラフでございますが、3行目、インターネット取引の活発化とともに増加している国境を超えた消費者トラブルなど、地方自治体での対応に限界があるものについては、国が地方支援の一環として積極的に取り組むべきである。

「今後の取組の方向性」として、消費生活相談員の資格を法律に位置づける。

2番目のポツでございますが、消費生活相談員向けの研修の充実を含め、地方消費者行政における地方公共団体の積極的な取組みを下支えする支援の在り方を検討するとともに、財源の確保に向けて検討を行う。

執行担当職員の研修。生命・身体分野や財産分野の消費者事故等について、厳正な法執行。

越境消費者トラブルにつきましては、国民生活センターに消費者が直接に相談できる窓口を整備するとしております。

4.以降は、次回の御議論をお願いいたします。

以上でございます。

○大森座長 御苦労さまです。今日は、残っている時間は皆さん方から御意見を伺います。

どなたからでも結構ですので、どうぞ。

どうぞ、足立さん。

○足立委員 個々の内容に入るものではないのですが、この（案）で示されている前段の部分は、消費者庁、消費者委員会、国民生活センターが並立という前提での記述になっています。国民生活センターの国への移行を前提とした記述は、13ページの「今後の取組の方向性」のところの、「国民生活センターは、国への移行後も」というところで表現がありますし、その前の12ページに「国民生活センター職員の積極的活用」という部分で一部表現があります。具体的な移行先を特定できない中でなかなか記述は難しいと思いますが、国民生活センターの移行を国の今後の消費者行政の中にどう生かしていくかという表現がほとんどないような状態です。難しい点は理解するのですが、今回、我々には国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の体制の在り方についての意見を述べるという点からすると、今日、議論するものと、次回、国民生活センターの機能の点で議論する部分との関係が全く別個のものとしてまとめればいいのか、あるいは、今日、議論している部分も、一定、国民生活センターの国への具体的な移行先を含めた議論を踏まえて、これを前提にしたものにするのか、このどちらで進めるべきかというところを少し悩んでおりましたので、意見をお伺いしたいと思います。

○大森座長 今日、御意見が出て、次回、議論していただいて、今日、御議論していただいたところの組みかえは起こり得る。全体としてわかりやすく流れるようになっていないと読みにくいので、しかし、とりあえず前半部分について大体こういう事実認識と方向性についてよろしいかどうか、それを踏まえて次回の案分みたいなものを考えますので、それで議論していただいたものでもう一回フィードバックするということはあり得ると私は思っています。

だから、次回やって、次回で終わらなくてもう一回、予備日か何かでお願いしている日付があるでしょう。それをやらないと収まらないのではないかと。ちょっと今、独断で判断しているのですが、そうしますと、今、足立さんがおっしゃったようなことは、全体としてある程度可能になる。だから、場合によったら、初めのところの言い方などについても少しわかりやすいようなことが起こるかもしれない。今のところそう思っていますので、今日は、どうぞ、お気づきの点があれば言っていただければいいと思います。

どうぞ。

○片山委員 幾つかあるのですが、まず4ページの3つの視点から検討を行ってきたというところの最初に「司令塔機能の発揮」というのが挙がっています。その取り上げ方は結構ですし、特に今回は消費者政策会議というところから含めて、より大きい観点で司令塔機能の発揮を考え直してみたというところも大変いいと思うのですが、「司令塔機能」という表現は、これまでは概ね、消費者庁の機能として、消費者庁が司令塔機能をどう果たしてきたかとか、それを果たすために何が必要かという形で議論してきましたので、これまでの司令塔機能のとらえ方と違っていると思います。少し視点が大きくなっているといい

ますか、もう少し上のレベルから考えている。視点が変わっているということをごここでもう少し触れていただいた方がわかりやすいような気がします。

同じ頁のちょうど下のところに、「司令塔機能の発揮」の「基本的考え方」のところで、3つ目の○ですけれども、ここは消費者庁の問題として司令塔として期待された役割を果たしていないというふうに記載されていますので、司令塔機能というのが2つのイメージで混在しているように思います。その少し修文を御検討いただきたいと思います。

それから、もう一つは、消費者目線で、10 ページのところからですが、「消費者問題の性格」のとらえ方のところの表現も違和感を覚えています。消費者利益が広く薄く拡散しているために、その意見の集約、政策へつなげることが難しいという言い方なのですが、私の感覚から言うと、消費者の利益がどうかというよりも、むしろ消費者の権利というのがきちんと確保されていないこと、消費者と事業者の間には情報や知識、あるいは交渉力の格差の問題があって、消費者の権利の確保が非常に難しいというのが消費者問題の性格であって、そのところがこの意見書のまとめに全く入っていないというのは問題だと考えます。むしろ、そこに消費者問題の性格があるのだから、そういう消費者のおかれている生活環境や生活の実態、消費者の権利の確保が非常に難しい中で、消費者はどう行動し、どう判断し、どんな経過で被害に遭うのかという、まさにそういう消費者実態を常に振り返って、そこに立ち戻って消費者政策をやる必要があるのだという、そこをもっと明確にこの部分では書いていただきたいと思っています。

とりあえず、その2点をお願いしたいと思います。

○大森座長 わかりました。工夫してみましよう。

足立さん、何かおっしゃりたいことがあったと。

○足立委員 今の片山委員の御発言については全く同意見で、私もこの部分について意見を申し上げようと思ってきたのですけれども、この（案）の中では、問題点を指摘した上で今後の取組みの方向性というのがあるのですが、今、片山委員が御指摘の消費者問題の性格、これは内容的には不十分だと思いますけれども、仮に事業者の方が事業者団体などの活動を通じて意見を集約、表明されやすいのに対して、消費者の方はそういう横の連携もなく、なかなか声を上げにくいというところが問題だということをご指摘しているのであれば、それに対する答えというのが後ろの方向性のところに全くないのです。これについては、この検討会の中で議論が漏れたのかもしれないのですけれども、私は、この点に関しては、後段の方に消費者団体を通じて消費者団体から意見を聞くという欄もあるのですけれども、むしろ消費者庁が自ら消費者の声を代表するというか、代弁するというか、そういう機関になるのですよと、消費者の代表として活動していくのだという強い意思をこの中で表明してほしいと思います。そのためには、この文章の後段にある、消費者行政を担う職員や人材の育成が必要であり、そのポイントは消費者目線の確立にある。しかも、この先を言えば、そのカンフル剤として国民生活センターの職員を中枢のポストへ登用するというような流れに持っていくべきではないかというふうに思っています。

○大森座長 消費者庁のミッションを、もともと法律上の存在ですので、余りずれないようにミッションをきちんとどこかでわかるような形で書いておく必要はあるかもしれませんね。

片山さんは、関係してですか。

○片山委員 今回のミッションの関係で、11ページの「専門性の確保」にミッションの問題が出ていまして、「良き人材を結集できるよう、政府の中で、消費者の利益の擁護及び増進を通じて経済社会の発展に寄与する重要な機能を発揮する働きがいのある職場にしていくべきである」と書かれています。ここが消費者庁のミッションの確認だと思うのですが、やはりこういう「利益の擁護及び増進を通じて経済社会の発展に寄与する」という通り一遍のといえますか、消費者庁の役割だけを書いても、なかなかミッションとして伝わりにくい。

下の注のところに、20年6月27日の閣議決定を入れていただきたいというふうをお願いをして入れていただいたのですが、まさに今日の総理の政策会議における発言にもあるように、安心して暮らせる社会の構築というのが政府の最重要課題であるというようなこと、要するに消費者問題に取り組むということが良質な市場の実現につながる公共的目標であり政府が取り組むべき最重要課題なのだということをもう少し本文にも盛り込んでいただいて、ミッションをより明確にさせていただくことができるのではないかと思います。

○大森座長 注に落としているのですけれども。文章上は、そのとおり運用しなくてもできると思っています。

○片山委員 はい。

○大森座長 わかりました。少し工夫してみまじょうか。単純なる注ではなくて。

中村さん、どうぞ。

○中村委員 このとりまとめは、やはりこの3年間を検証した上で、法改正を伴うような制度改革を提言することになると思うのですが、そのときに構成として1が「はじめに」で、2が現状で、3が在り方になっているのですけれども、普通、今までそういう法改正を伴うような意見書を出すときには、立法事実としての問題点という項目が必ずあるはずなのです。だから、2項の現状の後に、現状の問題点や課題、ここを具体的な立法事実として書き出さなければいけないのではないかと思います。この流れだとそこがなくて、囲みの中の「基本的考え方」の中に、むしろそういう立法事実があるはずの問題点を抽象化した記述が入っているのです。例えば、「司令塔機能が十分に発揮されることが重要」と書いてあるのは、今まで発揮していなかったからなのだよという議論があって書かれたのだろうし、「総合調整事務を所掌しているが、十分機能していない」、これもさんざん議論が出てきているのですが、全部抽象化して、では、具体的にどんな事実があったからこう書いたのですか、何が具体的な問題だったのですかというところを具体的に記述すべきだろうと思うのです。それがこの全体の文章の流れとして大きく抜けているような気がするのです。だから、先走って抽象化してまとめて、そして「今後の取組の方向性」というの

で書かれているのですが、これは後からの人が、もしこの文章を見て国会で審議するとき、国会議員がいきなり初めて見たときに、具体的な立法事実がどうもイメージしにくいのではないかという気がするので、そういう具体的事実の書き出しを是非していただきたいと思います。

○大森座長 ちょっとこれは事務方との相談になりますけれども。今の御意見は相当大幅な加筆になる可能性があるのですけれども、どんなものですか。

○服部参事官 座長と御相談しながら。…

○大森座長 私は、書けるものは書いてもいいと思っています。僕らは、文章を長く書くことは比較的得意な方なのです。ただ、余りだらだら長く書くと読んでくれないのではないかと。簡潔に要のある文章を書いた方がちゃんと読んでくれるのではないかと。ただ、今のように立法事実が、政治家の皆さん方、お忙しい方々に読んでもらうときに、この事実かと思わせるような話があった方が説得的であるということは十分あり得ますので、それも工夫できるかどうか事務局と一緒に考えてみましょうか。私がみんなやっているわけではありませんので、しかし、今の御意見はそれなりの御意見だと思いますので、工夫ができるかどうか考えてみます。

どうぞ、橋本さん。

○橋本委員 この文章は、単に「(案)」というふうにしかなっていないのですけれども、どういう形で出すかで構成が変わってくるのかなというふうに思うのです。単にこの会の報告書になるのか、今後の消費者行政に関する提言みたいな形にするのかで変わってくるのですが、これはどういう形でまとめるというふうに、今さらながらなのですが、事務局の方のお話を聞きたいです。

それから、先ほどのミッションの話の中に是非入れていただきたいのは、やはり消費者庁のみならず、国の行う政策の中に消費者、生活者の目線を入れるような提言を消費者庁は行っていくというような形を是非入れていただきたいと思います。消費者行政関連ではないからということではなくて、あらゆる政策の中に、そういった消費者、生活者の視点を入れていくように提言するというような司令塔的な役割の中に文言を入れていただきたいというふうに希望いたします。

以上です。

○大森座長 前半の部分について、よろしくをお願いします。

○服部参事官 検討会の御意見としておまとめいただきまして、政務を初めとして、我々の方でしっかりと受けとめさせていただきまして、政策に反映させていくということだと思います。

○大森座長 私は、これで皆さん方のコンセンサスが得られれば、余りあいまいな文章ではない方がいいと思っています。だから、検討を進めるような話の末尾の文章というのは相当あいまいな文章が出てくるのです。だから、どうしてもあいまいにせざるを得ないところは、皆さんの御賛同があればそれでいいのですけれども、できるだけ言い切る。

言い切れば、あるイメージが明確に伝わるので、しかし、言い切った上で、余り実現可能性のないことを言い切っても今度は無責任になるので、言い切った上で、なおかつ、私どもの観点では、これは実現可能な案として言い切っています。しかし、あとは引き取った大臣及び政府の方々はどうお考えになるかは政治の責任でしょうと。だから、どこかでもう少し、今日はある種の素案ですけれども、言い切れるところは言い切るべきではないかと思っているのです。次回もそうだと思っていまして、あれもありまして、これもありまして、どうぞ御選択をなんていう話ではないのではないかと。我々としては、これが、とりあえずこれから向かう在り方としては、ベストかどうかはわかりませんがベターですと。これを上回る案はありませんというぐらいの自信を持って書き抜いた方がいいのではないかと思っていますので、全体はそういう方向を目指しているのですけれども、ちょっとまだ今日は方向性と言っていますので、「方向」にまた「性」がついていますので、いろいろな文章が入っていてまどろっこしいなという感じを受けますので、なお精査していいのではないかと思っています。スタイルとしては、そういう方向を目指したいと思っています。

山内さん、どうぞ。

○山内委員 細かい文言の修正とあと幾つか意見です。10ページの下から5行目に「霞ヶ関全体」という言葉があるのですが、これは中央官庁でどうでしょう。霞ヶ関は地名なので、修正した方がいいと思います。

あとは、要素としての意見なのですけれども、1つは、13ページ、「消費者団体の役割」のところなのですけれども、「今後の取組の方向性」の中で、論点の中にも、消費者団体は上に書いていただいているような役割があるのですが、今後も自ら頑張る必要もあるのですけれども、国や国センなどとも一緒に団体の力を強化する必要があるとありまして、そのために支援が必要です。ですから、「取組の方向性」の中に支援するという部分が、実は国民生活センターは団体を支援するだけしかありませんで、是非消費者庁も委員会も消費者団体の支援をしてほしいのですけれども、その中身は、私が前に申し上げたように、事業を一緒に展開するとか、場合によっては財政支援、情報提供とかがあると思いますので、明記いただきたいと思います。

それと、同じところで下から2つ目の「消費者団体により行われるものも含め消費生活相談業務の質の向上と体制の整備を図るため、消費生活相談員資格の法的位置付けの明確化を行う」と書いてありますが、法的位置づけを明確化するというよりは、消費者団体がやっている相談機能も非常に公益的な要素がございますので、それを認めていただいた上で、ますます発展できるように財政的な援助または情報提供等の環境整備の援助をしていただきたいと思いますので、そのように書いていただけるとうれしいと思います。

14ページですが、地方との提携の要素の目的の一つに、論点にも書いてあるのですけれども、法執行力の充実をどう図るかというのがありまして、14ページの下から3つ目のところに「地方自治体の執行担当職員の研修等を通じて、国と地方自治体とが連携を強化しつつ、法執行に取り組む」とありますが、地方の職員の皆さんの法執行力を高めることと

同時に、消費者庁の職員が力を付ける必要があると感じています。すなわち、集まってくる情報を敏感にくみ取り、法執行し、法執行しきれないものについては制度改正提案することも含めて、そういう力をつけていただくことが必要です。ここに書いた方がいいのか、専門性のところがいいのかちょっと迷うところですが、法執行力向上につながる点を明記いただきたいと思います。

とりあえず以上です。

○大森座長 検討してみます。

畠中さん、どうぞ。

○畠中委員 大森座長からも御発言がございましたけれども、(案)の性格ですね、橋本委員からも御質問がありましたけれども、この検討会は、正式の審議会ではないのです。私的諮問機関、これは新聞用語ですけども、行政運営上の懇談会ということですので、正式な審議会のように答申という形では出せないのです。あくまでも有識者の先生方の意見の整理、取りまとめということですので、場合によっては、意見のまとまらないところは、両論併記であってもいいと思います。また、大森座長がおっしゃるように、方向で検討するとか、そういうあいまいな表現ではなくて、もっとはっきり書いた方がいいと私も思います。

それから、1点、勇気ある発言だなと思ったのは、6ページの「今後の取組の方向性」のところの3行目の「なお、」以下です。「なお、今後、内閣府本府が所掌している総合調整事務を消費者庁が所掌することの可能性についても検討を行う」と、服部さんはさらっと読み上げておられましたけれども、今、外局が総合調整事務を所掌している例はありますか。昔はありましたよ、昔は総理府にあった、例えば、総務庁とか科学技術庁とか環境庁とか国土庁とか、それらは、総合調整機能を有していたのですね。その後、橋本行革で整理しまして、そういう総合調整官庁は省に吸い上げたのです。それで主として、今、内閣官房と内閣府がそういう総合調整機能を有しているという格好になっているのです。だから、消費者庁を「消費者省」にしてくれという意味かなと思ったのですけれども、無視してください。

○大森座長 畠中さんから絶対ここは指摘を受けるだろうと私も予測をされていて、まだ多分、実例はなくて、法律案の構想はあると思うのです。

審議官からですか。

○松山内閣府審議官 よろしゅうございますか。

○大森座長 どうぞ、お願いします。

○松山内閣府審議官 畠中委員から恐らく御指摘いただくものと思っておりました。これは、今、閣法として公務員庁という内閣府の外局に総合調整権限を持たせるという内容の法案を国会に提出しているという事実がございます。

前に私、橋本行革の中で総合調整は、内閣府の外局を持たせないという整理をしたということがあって、消費者庁に総合調整を所管させることができなかったという御説明を一

度させていただきましたが、今回公務員庁のこともあり、検討課題として整理してみました。しかし、慎重な書きぶりをしております。方向性の最初のボツの「なお、」以下については、「可能性についても検討を行う」と非常に慎重な書き方をしていますのは、公務員庁という組織の総合調整の対象となるのは、各省の所管する人事管理などであって、消費者庁が所管しているような消費者行政の分野とは明らかに違うわけです。行政処分を行うような分野の行政を総合調整するというではありませんので、そこら辺は慎重に考えなければいけないのではないかとということでこういう書き方をしています。

あえてこういうことを書かせていただいた理由は、大森座長ともいろいろ御相談をして、今日、片山委員からも御指摘をいただきましたけれども、今回、司令塔機能というのは割と広目に取り上げてはどうかと。消費者行政担当大臣の総合調整機能の重要性をきちんと位置づけて整理をした方がいいというのが座長のお考えであります。また、先ほどの政策会議の開催に至るプロセスを見てもそういう感じが非常にするわけです。消費者庁ができる前の消費者担当大臣は、国民生活局という50人～60人の局のサポートを受けて仕事をしておられたわけです。ところが、消費者庁ができたときに、基本政策室という兼務の人を寄せ集めて総合調整機能を担うという形になった。それでは不十分だという御指摘をいただいている、強化していかなければいけないと思っておりますけれども、担当大臣の総合調整機能をサポートする専任の部隊がないのです。こういう体制が本当に望ましいのかという問題意識があります。かつてのように50人から60人の人が大臣の総合調整を支えるという形で仕事をしていた時代と比べたときに、今の体制というのはどうしても弱くなりがちであるといった問題意識もありまして、可能性を検討するというふうに書かせていただいたということです。

○大森座長 それは内閣法制局にもう一回チャレンジする話ですから、そんな簡単な話ではないと私も思うのですけれども、ここは今、審議官が御説明のように、余りはっきり言っていないのですね、「可能性についても検討を行う」ぐらいですから、このぐらいならばとりあえず大丈夫ではないか。しかし、それで行くかどうかわかりませんが、大きな野望を実現するということははなから考えていませんで、今のようなことです。しかし、私は個人的に言えば、消費者省をつくるべきだと思っているのです。そのくらいの話ではないかと思っていますので、もしそれがそういう芽をここから引き出してくださるならば御の字ではないかというのが、今のところそういう意図ではありません。意図は、全体として消費者庁がこういう機能を持って大臣を支えるような体制をもうちょっと強めたらどうだろうか、そういうことについて提議をするという程度です。

○畠中委員 問題点はよくわかりました。

○大森座長 ありがとうございます。

丹野さん、どうぞ。

○丹野委員 今回の（案）ですが、よくできている作文というか、静々と始まって最後のところまで行くとどうなるのか、そこが非常に注目の的だということですので寸どめでとまっ

ている案なので、ある意味では物が言いにくいのですが、多少気になるところを2点だけ申し上げたいと思います。

10 ページ目に「消費者目線の確立」というのが出てきます。「消費者目線の確立」と言っている割には、要は、一人ひとりが自分の頭で物を考えますということを行っているだけなので、消費者目線の確立と言っているのとは少し違うのではないかと思っていて、むしろこのところに、その前の7ページ目に『現場』との結びつきの強化」というのがありまして、そこの2パラグラフ目に「消費者行政においては、消費者被害に伴う消費者の痛みを含めて、消費生活相談の『現場』に共感する力(『現場共感力』)」というのがある、これを「消費者目線」のところに引っ張って行って、消費者目線を自分のものとするというようなことをお入れになった方が説得的ではないのかと考えます。

それから、14 ページ目ですが、入れてくださいとお願いして入れていただいたことをちょっとお話ししようと思うのですが、ここに、現場の消費生活相談員、自治体の云々いうところがあります。「今後の取組の方向性」の2ポツのところに「『地方消費者行政活性化基金』終了後においても、消費生活相談員向けの研修の充実を含め、地方消費者行政における地方公共団体の積極的な取組を下支えする支援の在り方を検討するとともに、財源の確保に向けて検討を行う」と、「検討」がいっぱい入っていますし、言い切っていませんが、ここに入れていただいたことが活性化基金終了後に研修がどうなるかという現場の相談員が非常に不安になっていることを、それに対して一定の姿勢を見せていただいたことだとこれは評価をさせていただきたいと思っております。

それから、先ほど意見を言ってくださいというところがあって、どなたもまだ意見をおっしゃらないのですが、8 ページ目の「消費者委員会の審議会機能と消費者庁との関係の在り方」で、案1、2、3のところについてです。私は、これを拝見していて、消費者委員会と消費者庁の関係の在り方という意味では、先ほど服部さんのご説明でいう案1ですが、8 ページ目の「今後の取組の方向性」の1ポツ目をとることはやめたいと思っております。むしろ案2、案3の、積極的に審議に協力するのと、事務局庶務も協力して消費者委員会事務局が処理するところについては、差がわかりにくいのですが、下にポツがあって、ここまでやりますよというのが注の14に出ているのであれば、案3がいいのではないかなというふうに考えております。

○大森座長 河上委員長もお手が挙がりましたか。どうぞ。

○河上消費者委員会委員長 2点ほど申し上げたいことがございます。1点目は、先ほどの地方消費者行政ですけれども、本日、消費者委員会として地方消費者行政の活性化に関して建議を発出いたしましたので、できましたらその建議を最大限生かせるような形で報告書のとりまとめにあたって踏み込んで書き加えていただければありがたいと思います。

それから、2点目は、消費者委員会の審議会機能に関しての先ほどの部分でして、私も余りきちんと考えていなかったのですけれども、ここに書き込まれている部分はかなり具体的だったもので少しびっくりしております。消費者庁から諮問を受けて、消費者委員会

が一定の事柄について中長期的な課題とか省庁横断的な事項や制度改正に関して審議をしていくということに関してはそのとおりでして、この辺が中長期的な課題とそうでない個別的・単発的なもので少し役割分担をした方がいいのではないかというのは、そうかなという気がします。ただ、その後の話で、消費者庁から消費者委員会にも積極的に諮問をして、消費者委員会がこれに協力しながら取り組むということが考えられるというふうに書かれております。諮問をいただいたら消費者委員会としては頑張るということになりますけれども、人的なキャパシティーとかいろいろな制約がありますので、やはり消費者庁からお力添えをいただく必要がある。ただ、そのときに消費者委員会の軒の下には行くけれども、消費者庁が実質的に審議会をつくるというふうな形になったのでは、やはり消費者委員会としての審議と、それから審議をした結論の性質が変わってくる可能性があると思われまので、個人的には若干問題を含んでいるのではないかという気がいたします。

基本的に消費者庁の方から、例えば事務的なお手伝いをさせていただくとか、うちの事務局長のもとで資料作成とかいろいろなことについて協力をしてくださるといのは大変ありがたいことですが、どうもこの書き方を見ていますと、それを超えて、例えば事務局が準備する報告書の案文を作成するとか、場合によっては協力するだけではなく、事務そのものを処理するというような書き方になっていて、この具体的な書き方に関しては相当違和感を感じるのであります。もしどうしてもということであれば、この部分は一旦下げて削除していただいた方がいいのではないかと。大森座長は、書き込めることはどんどん書き込んだ方がいいというスタンスのようですが、まだ半煮えのところは落としておいた方がいいのではないかと。これからの審議の仕方、消費者庁との協力の在り方については、今後、委員会の審議の場で更に検討してみたいというふうを考えておりますので、そのような方向でとりまとめるようお願いできればと思います。

○大森座長 私の意図は、同じようなものを、また検討会をやるのは大変なので、今回でできることはきちんとやっておいて、また同じことを繰り返すのでしょうかという、そういうのが背景にあるから少し強目に言っています。ただ、今のところは全部削除してしまうと、ここのところの関係についてどう考えるかということがなくなってしまうので。

○河上消費者委員会委員長 「具体的には、」のあたりから下のところです。

○大森座長 この後のことですか。

○河上消費者委員会委員長 はい。

○大森座長 全体ですから、案の構成になっていますので、だから、ここは皆さん方の御意見を伺いたいのです。これは「考えられる」となっているだけです、今のことも御意見として承ります。

長官、何か。

○福嶋消費者庁長官 消費者庁として必ずしも意見をまとめたわけではありませんけれども、私も今、河上委員長が言われた違和感と同じ違和感を持っています。そもそも私は、新宿区長がヒアリングで言われましたけれども、基本的には消費者庁、消費者委員会、あ

るいは国民生活センター、できる限り一体化した方がいいと思っています。つまり、監視機能は別の機関にあり、審議会機能も別の機関にあり、地方と直接結びつく重要なシステムを別の機関にある司令塔というものが果たして存在するのかということ自体を、私はもう一回根本から見直す必要があると思っていますので、基本的には一緒になった方がいいと思っています。

ただ、現実にも今、消費者委員会と消費者庁が同じ組織に一体化するということは選択肢として現時点ではないでしょうから、別々の機関であるとすれば、それを生かした審議会の在り方というのは、非常にいいものではないかと思っていまして、「具体的には、」というところ以下を削除されれば全部なくなってしまうのですけれども、9ページの2つの黒ポツのどちらかといえば、私は最初の黒ポツの方、事務局の説明では案の2と言われた方なのだろうと思うのです。消費者庁が諮問したときに、諮問者としていろいろな資料を出したり、説明をしたりする責任を果たして、ちゃんと協力するというのは当然のことできちんとやらないといけない。ただ、庶務も、つまり事務局的なところも消費者庁が協力するという、勿論、一般的に協力するということが悪いことではないと思うのですが、この例であるのは、事務局提出資料案の策定もやりますよということを含んでいるわけで、つまりは、ここの意図しているところは、諮問したときに答申案の作成もこちらで消費者庁がやりますよ、それから個別の委員への説明もやりますよという話だと思うのです。そうだとすると、せっかく消費者委員会に諮問して、その事務局が独立してちゃんとあるわけですから、それはきちんと事務局の機能を果たしていただいて、その答申を出していただいた方がより国民にもわかりやすいし、よりよいものになるだろうと思っています。

だから、そのためには、事務局は今の体制ではなくて、もっと強化しないといけないと委員長がいつも言われていて、それはそれで今の事務局を前提にするのではなくて、ちゃんと強化するという課題として取り組むということではないかと思います。

○大森座長 わかりました。

どうぞ。

○山本座長代理 先ほどから議論が出ている点について、私の考えを少し述べたいと思います。

まず、6ページのなお書きは、非常にチャレンジングであるなと思いました。恐らく内閣法制局との関係でかなり難しい問題があるかと思いますが、ただ、消費者庁、消費者委員会を設立した理念から考えた場合に、果たして外局と総合調整機能等を別々の組織に切り離すことが本当に理念に沿っているかという点について、私は少し疑問を持っています、つまり、消費者問題は、必ず現場から吸い上げられるという性格があるわけで、そこがほかの政策課題と異なる、つまり、ほかの政策課題は比較的執行部門と企画立案部門とか、階層をある程度分けることに意味があるのでしょうかけれども、消費者問題に関しては、まさに現場からいかに迅速に、いかに的確に問題を吸い上げて、それを全行政機関に浸透させるかが重要ですから、そういうことからいって少し考える余地があるのではないかと。

消費者庁、消費者委員会をつくったときには、いろいろな情報にしても、あるいは問題にしても、現場からなかなかいろいろな行政機関等に吸い上げられない、あるいは必ずしも行政機関の意識が消費者の方に向いていないところが問題であったわけで、そのところを改善する趣旨の改革であったわけですから、確かに内閣法制局的に言えば難しいかと思いますが、これぐらいは少なくとも書いていただきたいと思っております。

○大森座長 もうちょっと強めていいでしょうか。

○山本座長代理 ただ、先ほど言われたように、全く実現可能性がないことを余り強く書くと、逆効果だということもありますので、書き方をどの程度にするかということはあるかと思えます。

それから、先ほど山内委員から資格について記述の仕方の問題提起がございました。確かに、例えば 14 ページの書き方を見ましても、「今後の取組の方向性」の 1 ポツのところですが、語尾が「資格を法律に位置付ける」という形で、何か法律に位置づけるところにポイントがあるように読めてしまうので、大まかに言いますと、消費生活相談員の資格を法律に位置づけて、きっちりとした法制度をつくることによって、質の向上、水準の確保、信頼の向上、専門職であることを明確にすると、むしろ順序を逆にした方がよろしいのではないかと思います。

それから、先ほど出た 8 ページから 9 ページのところですが、確かにこれは微妙なところがあるかと思っております。まず、大きな選択肢は、8 ページの 1 ポツと 2 ポツの選択肢かと思えますが、私も基本的には、2 ポツの方ではないかと。1 ポツの方は、結局、消費者委員会が具体的な問題について諮問を受けて、それについて議論をして責任を持った決定を行う機能が全部消費者庁の方に行ってしまう可能性がある選択肢ですので、そうすると、極端なことを言いますと、消費者委員会は評論家的な機関と見られかねないと思えますので、基本的には 2 ポツの方がよろしいのではないかと。

その後の 9 ページのところの選択肢は、恐らく議論をするために、方向をどちらにするかという形で並べられたのかと思えますが、1 ポツと 2 ポツの間にもいろいろな中間的な選択肢があり、あるいは現実の組織の動き方として、1 と 2 をはっきり分けることはなかなか難しいのかなと思ひまして、ここについては、私はどちらかと言われても選択が難しいなという気がしております。

○大森座長 わかりました。まとめて書けるかどうか。まとめて書くと非常に不明確になる可能性もあるのですが、まとめて書いても大丈夫かもしれないので、ちょっといろいろ考えてみましょうか。

○河上消費者委員会委員長 分科会というのは、少なくとも消費者委員会にはございまして、たしか分科会をつくるという場合には、政令か何かで具体的な審議事項も書き込んでつくるというふうにしないといけないのではないかとこのように思います。今は部会で動いておりますが、あえて分科会をつくるということになると、その審議事項等で確定されたものに縛られることとなりますから、委員会としての機動性だとか柔軟性はなくなっ

てしまう可能性もございます。ですから、問題によって委員会としてどういう形態がいいのかということ考えた上で、どういう形にした方がいいかと考えていくというふうにした方がよくて、現時点でこういう分科会とかという言葉も余り出さない方がいいのではないかと印象でございます。

○大森座長 わかりました。

本日はこのぐらいでよろしいですか。

足立さん、どうぞ。

○足立委員 地方消費者行政に関する記述ですが、14 ページの上から5行目あたりから、「我が国全体としての消費者行政の機能強化を実現するためには、国と地方自治体とが密接に連携して取組を進める必要がある」とあり、私は以前からこの点を申し上げていたつもりで非常にありがたい表現だと思うのですが、一方で、その他の部分で具体的に地方との連携の在り方について述べた部分がほとんどないという状態です。特に同じページですと、数行下に「消費者トラブルの複雑化・多様化に伴い、国と地方消費者行政は、相互に密接に結びつきながら、施策の推進や法執行に取り組むことが重要である」、この後の言葉に期待をしていたのですが、次はインターネットの越境トラブルと、何か肩透かしに遭ったような気がしまして、このあたりが気になりました。

あと、7ページの下から6行目に同じような地方との関係なのですが、「消費者からの相談を受ける地域の消費生活センターや関係団体とつながりをもちつつ」と、余り深い関係でないような表現になっているのですが、ここに意図するところがあったのか、もし意図するところがないのであれば、先ほど申し上げた趣旨で、もう少し連携という言葉を使うなり、より密接な関係の中で一緒に消費者行政を進めるという強いメッセージを出していただきたいと思いました。

最後にもう一点だけ、13ページの下から6行目あたりに消費者教育の関係が1行だけ入っているのですが、「地方公共団体における消費者教育の推進体制の整備を促進する」ということで、このほかの部分、私の見落としでしたら困るのですが、消費者教育の推進について、法律案も提出されている中で、これだけの表現でいいのかと思います。この点に関しては、次回、国民生活センターの在り方に関しての議論になると思いますので、その場で私の意見を述べたいと思います。

○大森座長 では、これで本日は終わりにいたします。

○中村委員 いいですか。

○大森座長 どうぞ。

○中村委員 今までの議論を聞いていると、国センを移行する明日からどうするかという短期的な課題と、もう一つは、皆さん、かなり中長期的な展望もひっくるめて発言され、この文章自体にそういうのが入っているので、ここが議論が混乱する原因だと思うので、やはり短期的な課題と中長期的にどういう展望を持って消費者行政全体を見るかというあたりをもう少し整理して議論をしたり、ここに記述した方がいいのではないかとこののを

非常に感じましたので、一言。

○大森座長 本日は以上でございます。

次回日程等を、そちらの方で。

○浅田参事官 今日もお疲れさまでございました。次回の会議でございますけれども、8月20日、月曜日でございますが、朝9時半から2時間程度、12時までということで、会場は消費者委員会大会議室を予定しております。よろしくお願いいたします。

○大森座長 その後のことも、多分やらざるを得ないのではないかと思うので。

○浅田参事官 次回は8月20日でございますけれども、次々回は8月22日、時間は9時半からということで予定をしております。予備日ということでございますので、8月20日でまとまれば22日はやらないということになりますけれども、そこは議論の進みぐあいということになります。

○大森座長 まとまらないと思います。済みませんけれども、是非ともおとりいただいております方がよいと思います。

○大森座長 ありがとうございます。